



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

糖尿病治療薬等の適応外使用に関連した注意喚起の取組等

令和7年9月10日

医政局総務課

医政局医事課

医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

広告規制の対象範囲

誘引性、特定性で判断

広告に該当
するか否か

該当しない

※ 学術論文、学術発表
新聞や雑誌等での記事
院内掲示、院内で配布するパンフレット 等

※ 本全体像については、概要を説明するもので、
それぞれの対象については例示である。

医療広告の規制対象外

該当する

※ 医療機関のホームページ 等

医療広告の規制対象

医療広告規制の概要

- 医療等に関する広告をするにあたっては、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の5により、広告禁止の対象となる内容が規定されており、基準に適合するものでなければならないこととされている（①）。
- また、医療広告規制においては、患者等の利用者保護の観点から、広告可能な事項を診療科名や医療機関の名称などに限定しており、それら以外の広告については原則禁止している（②）。

①法令に基づき禁止されている広告

- **虚偽の広告**をしてはならない（法第6条の5第1項）
- 他の病院又は診療所と**比較して優良である旨の広告**をしないこと（法第6条の5第2項第1号）
- **誇大な広告**をしないこと（法第6条の5第2項第2号）
- **公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告**をしないこと（法第6条の5第2項第3号）
- 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、**治療等の内容又は効果に関する体験談の広告**をしてはならないこと（医療法施行規則第1条の9第1号）
- 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある**治療等の前又は後の写真等の広告**をしてはならないこと（医療法施行規則第1条の9第2号）

②ウェブサイト等による広告の場合の例外

- 医療機関のウェブサイト等に限っては、一定の要件（限定解除の要件）を満たせば、広告可能事項以外の広告に関する限定解除を可能としている。

（例）国内未承認の医薬品等を用いた自由診療の限定解除の要件
未承認薬医薬品等であることの明示、入手経路等の明示 国内の承認
医薬品等の有無の明示、諸外国における安全性等に係る情報の明示等

（平成29年の法改正により広告規制の対象をウェブサイトにも拡大した際に、医療機関のウェブサイト等への掲載を一律に禁ずると、例えば、難病や悪性腫瘍の患者が、海外では承認されているが国内未承認の治療薬等、患者が知りたい治療に関する必要な情報が入手できなくなる懸念があるとの指摘が医療関係団体や患者団体からなされた。）

限定解除がなされた場合であっても、①に記載した禁止事項に抵触する広告をしてはならない。

(医療法第6条の5第3項各号、医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- ⑦ 地域医療連携推進法人の参加病院等である旨
- ⑧ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑨ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑩ 医療相談、医療安全、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑪ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑫ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑬ 病院等において提供される医療の内容に関する事項※¹
- ⑭ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑮ その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの※²

※¹ 検査、手術、治療方法については、保険診療、評価療養、患者申出療養及び選定療養、分娩、自由診療のうち、保険診療等と同一の検査等、自由診療のうち、医薬品医療機器等法の承認等を得た医薬品等を用いる検査等

※² 健康検査の実施、予防接種の実施、外部監査を受けている旨等

広告可能事項の限定解除について

考え方

- 患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要がある。

対応

- 「医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合」 は、下記の①～④のいずれの要件も満たす場合と整理する。ただし、③及び④については自由診療について情報を提供する場合に限る。
 - ① ウェブサイトのように患者等が自ら求めて入手する情報であり、医療機関や医療機関に所属する医師等が自らの医療機関について、医療に関する適切な選択に資する情報を提供しようとするものである場合
 - ② 当該情報について、問い合わせ先の記載等により内容について容易に照会が可能となっている場合
 - ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
 - ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること
- また、医薬品医療機器等法において、承認等されていない医薬品・医療機器・再生医療等製品、あるいは自由診療で適用外使用する場合は、限定解除の要件として以下の内容についても十分に記載する必要がある。
 - 1) 未承認医薬品等であることの明示
 - 2) 入手経路等の明示
 - 3) 国内の承認医薬品等の有無の明示
 - 4) 諸外国における安全性等に係る情報の明示
 - 5) 未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度等の救済の対象にならないことの明示

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第5版)

第2版(第13回 医薬品等行政評価・監視委員会資料)からの主な更新箇所

○GLP-1に関連した事例の追加

(※未承認医薬品の記載は、「未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度等の救済の対象にならないこと」の明示)についても追加)

○SNS・動画における広告事例の追加 等

更新
(医薬品名等の調整)

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について
(31) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除 (GLP-1関連)

前提

未承認医薬品等(承認済)	承認の有無・前提	「未承認医薬品等であること」等の記載要件
未承認医薬品等(承認済)	他の同等医薬品等	必要
未承認医薬品等(承認済)	他の同等医薬品等	必要(他の承認済または医薬品等の情報を明示)
承認済医薬品等(承認済)	承認済の有無・前提	必要(承認済の有無・効果又は用法・用量と異なることを明示)

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載が欠けています。医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていません。

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要があります。

事例 承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法

GLP-1ダイエット○○薬

効能

2型糖尿病の治療薬として承認されたGLP-1受容体作動薬を用いたインスリンの分泌を促すとともに、胃腸に働きかけて満腹感を得たり、食欲を抑える効果があります。通常、6か月程度で効果が出ます。

用途・用量

1日1回、最初の飲食物前1錠をコップ半分のお水とともに服用ください。

副作用・リスク

下痢等の副作用が出る場合がありますが、内服継続することで、その症状は軽減していきます。一般的には問題なく服用いただける方ほとんどです。

悪心、嘔吐、食欲不振、胃のむかつき、下痢、倦怠感等

費用(自由診療となります)

内容	金額
3mg・30日	15,000円
7mg・30日	25,000円

解説

承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報(承認国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性がある旨)」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」を記載していない

解説

「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報(承認国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性がある旨)」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」を記載する

医療広告ガイドライン

第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件

医療広告ガイドラインに関するQ&A

Q2-14.3-25.3-26

解説

「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報(承認国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性がある旨)」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」を記載する

※ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)について

未承認医薬品等(異なる目的での使用)

ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

入手経路等

当院で使用しているヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は〇〇国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。

国内の承認医薬品等の有無

ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されておりますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

諸外国における安全性等に係る情報

現在重大なリスクは報告されておませんが、v C J D(変異型クロイツフェルトヤコブ病)の伝播の理論的なリスクは否定できません。

医薬品副作用被害救済制度について

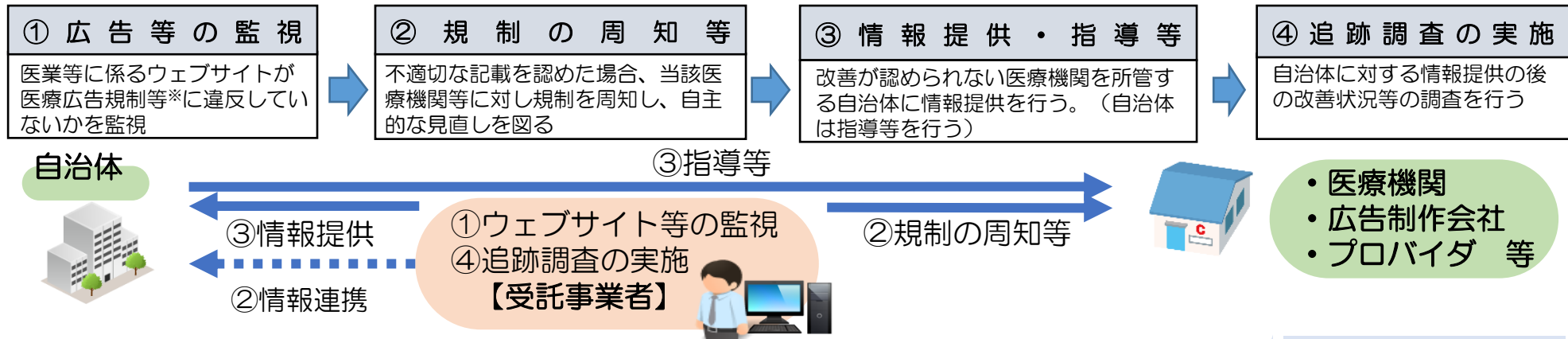
万が一重篤な副作用が出た場合は、国の医薬品副作用被害救済制度の対象外となります。

医業等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

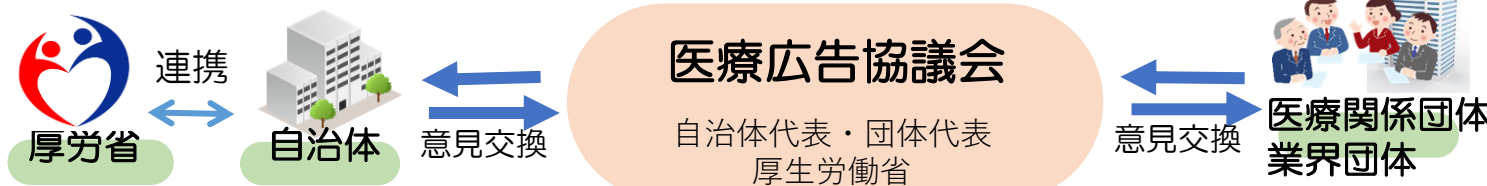
背景

医療機関のホームページに起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等も踏まえ、平成29年度よりネットパトロールを実施することで対応。更に、平成30年6月の改正医療法施行後の医療法における広告規制の改正施行後の現状を踏まえ、全国一律の基準で運用できるよう監視指導体制の強化が必要。

ネットパトロール事業



医療広告協議会のイメージ



協議結果は必要に応じ厚生労働省から通知・事務連絡等により、全国の都道府県等に周知することにより、全国的な統一を図る

平成30年6月の医療法改正施行に伴い、自治体での個別判断事例が増加しており、自治体間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築する。

期待される効果

ウェブサイトの監視指導体制の強化により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

ネットパトロールにおける分類別の傾向

○医療分野/違反種類別の違反数（2024年12月31日時点）

- 1 サイト平均で約5.9件の違反（940サイトで5,530件の違反）で、前年度（12月31日時点）より0.1件増となった。特に「歯科」の領域での違反件数がさらに増加した（対前年度（12月31日時点）比1.0件増）。
- 「（5）広告が可能とされていない事項の広告」に関する違反が最多で、過年度と同様の傾向であった。

	違反種類									サイト数	1 サイト当たりの違反件数	【参考】前年度（12月31日時点）の1サイト当たりの違反件数
	（1） 虚偽広告	（2） 比較優良広告	（3） 誇大広告	（4） 公序良俗	（5） 広告が可能とされていない事項の広告	（6） 治療等の内容又は効果に関する体験談	（7） 治療等の前又は後の写真等	（8） その他※1	合計			
	美容・歯科における傾向を次頁以降に示す											
美容	99	142	270	0	1,245	62	167	218	2,203	270	8.2	8.0
歯科	102	128	230	0	628	46	133	118	1,385	222	6.2	5.2
がん	6	9	22	0	85	4	6	2	134	35	3.8	4.4
内科系※2	27	55	189	0	347	20	21	29	688	166	4.1	3.0
産婦人科系※3	15	30	109	0	206	25	12	30	427	91	4.7	4.2
その他※4	46	78	133	0	318	32	33	53	693	156	4.4	4.1
合計	295	442	953	0	2,829	189	372	450	5,530	940	5.9	5.8

※1：医療広告ガイドライン第3-1(8)その他 ア「品位を損ねる広告」にて示されている、「費用を強調した広告」「提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引」に該当する箇所を集計している

※2：内科、糖尿病内科等におけるGLP-1やにんにく注射の広告など

※3：産科、婦人科、産婦人科等における不妊治療の広告など

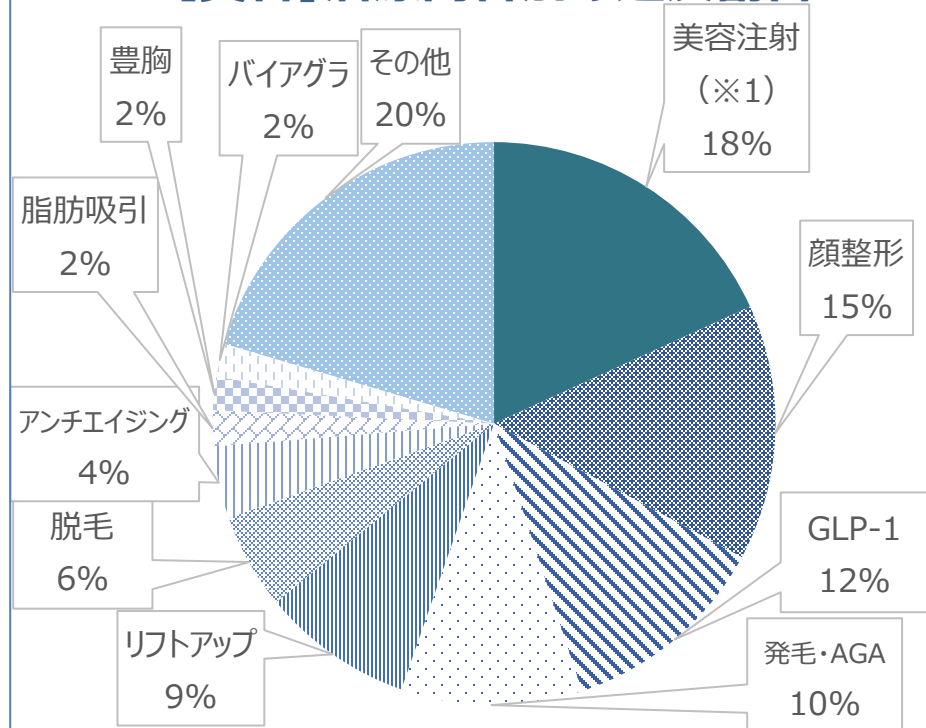
※4：上記以外の診療科での広告やオンライン診療の広告等が含まれる

①美容・歯科分野におけるキーワードレベルの傾向

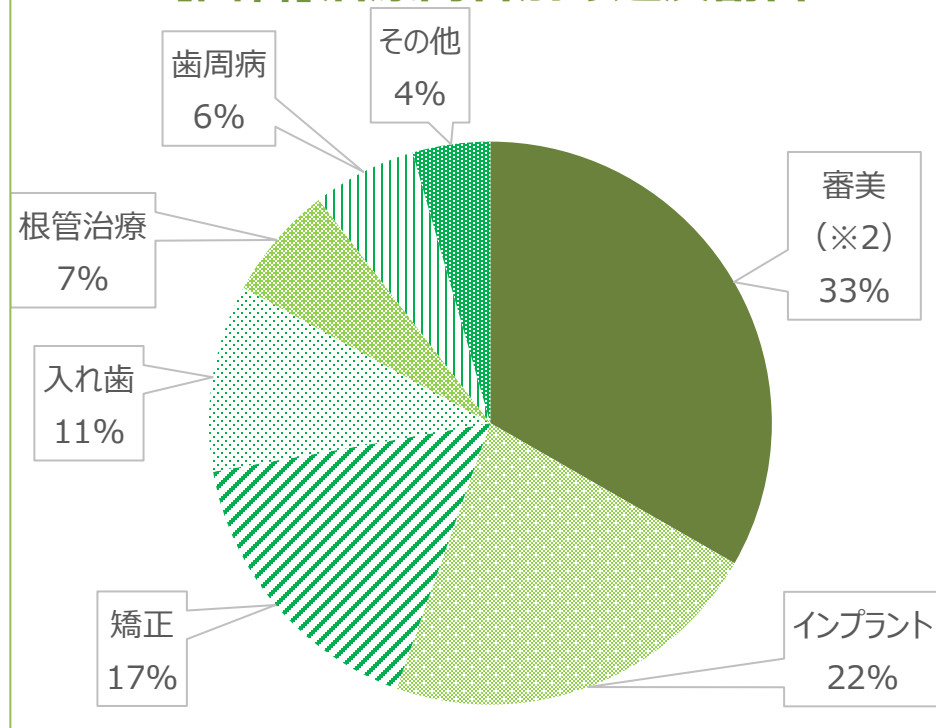
○美容・歯科において違反が多い内容（2024年12月31日時点）

- 美容・歯科それぞれにおいて、違反広告のキーワード別に集計したものを以下に示す。
- 美容は「美容注射」を筆頭に様々な違反が確認できている一方で、歯科は「審美」「インプラント」だけで約5割を占めていることがわかる。

【美容】治療内容別の違反割合



【歯科】治療内容別の違反割合



※1：美容注射は、ボトックス注射、ヒアルロン酸注射、プラセンタ注射等の美容を目的とする注射について、便宜的にまとめて集計している

※2：審美は、ホワイトニングやセラミック等、医療機関によって提供される医療の内容は異なるが、審美というキーワードを用いて広告され、他に分類できないものを対象に集計している

○医療法では、医師等に対して患者への説明と理解（インフォームド・コンセント）を求めており、GLP-1ダイエット（※）を含む美容医療サービス等の自由診療については、患者が安全性や有効性について理解した上で受診することが重要。

※GLP-1ダイエットとは、2型糖尿病治療薬等として承認されているGLP-1受容体作動薬について、適用外で美容・痩身・ダイエット目的で使用する事。

（参考）医療法におけるインフォームド・コンセントの規定
第一条の四 （略）

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めなければならない。

○このため、「医療従事者」及び「患者・国民」の双方に対して、以下の取り組みを実施している。



医療従事者

特に留意すべき事項として、

- ・ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、効果の程度には個人差がある旨を直接丁寧に説明しなければならないこと
- ・ 即日施術の強要は厳に慎まなければならないこと
- ・ 費用や解約条件について施術前に丁寧に説明しなければならないこと
等を都道府県に対して通知し、その周知や遵守の徹底を依頼。

※平成25年9月27日付け医政局長通知「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」

患者・国民

インフォームド・コンセントの観点からのチェックシートを消費者庁と合同で作成し、患者から医療従事者等に理解できるまで追加の説明を求める等の対応を促している。

※平成28年9月15日付け事務連絡「「60歳以上の女性の美容医療トラブルが高額」化！－しわ取注射で1,300万円もの請求が...－」等

美容医療における医療安全向上への取り組み

※第13回 医薬品等行政評価・監視委員会 資料1-1



美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。

Check 1 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？

＊美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものか、その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

Check 2 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

＊施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。

＊また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。

＊国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。

Check 3 ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

＊ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。

Check 4 その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

＊美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？ もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。

4つの✓は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考にしてください ～美容医療に関する新情報～

(1) 日本糖尿病学会が糖尿病治療薬の適応外使用に関する見解を公表しました！

(日本糖尿病学会見解より抜粋)

2型糖尿病治療以外を適応症として承認されたGLP-1受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていません。
令和2年7月9日 一般社団法人日本糖尿病学会 http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?content_id=191

(2) 国民生活センターが糖尿病治療薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースの注意喚起を行っています！

(国民生活センター報道発表資料より作成)

2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬を**痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースがみられます**。そこで、消費者トラブル未然防止のため、相談事例や問題点を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行っています。

令和2年9月3日（独）国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903_1.html

(3) 女性のみならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！

若者の商品・サービス別上位相談件数（2019年） ※令和2年版消費者白書より引用

男性					女性				
15-19歳		20-24歳		25-29歳	15-19歳		20-24歳		25-29歳
件数	8,789	件数	19,977	15,962	件数	8,238	件数	20,779	17,919
1 脱毛剤	1,406	資質アパート	1,073	資質アパート	1,615	脱毛エステ	1,183	資質アパート	1,669
2 オンラインゲーム	553	他のデジタルコンテンツ	1,002	フリーローン・サラ金	392	資質アパート	1,153	商品一般	926
3 化粧品その他	361	商品一般	916	商品一般	320	他のデジタルコンテンツ	1,102	他のデジタルコンテンツ	726
4 アダルト情報サイト	360	脱毛剤	874	他のデジタルコンテンツ	287	出会い系サイト	667	他の健康食品	581
5 商品一般	347	フリーローン・サラ金	774	普通・小型自動車	274	健康食品（全般）	875	出会い系サイト	488
6 他のデジタルコンテンツ	310	出会い系サイト	683	デジタルコンテンツ（全般）	270	他の健康食品	811	フリーローン・サラ金	445
7 他の健康食品	246	他の内職・副業	678	出会い系サイト	256	他の内職・副業	710	デジタルコンテンツ（全般）	425
8 出会い系サイト	227	教習所受験料	643	携帯電話サービス	256	デジタルコンテンツ（全般）	520	脱毛エステ	379
9 デジタルコンテンツ（全般）	204	普通・小型自動車	587	光ファイバー	184	フリーローン・サラ金	395	結婚式	371
10 化粧品	184	電気	582	脱毛剤	160	資質アパート	366	役種その他サービス	324

（備考） 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2020年3月31日までの登録分）。 2. 品目は商品キーワード（小分類）。

困ったら迷わず相談しましょう ～相談窓口のご紹介～

医療安全 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

医療安全支援センター

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

医療安全支援センター

契約・トラブル 契約内容や解約条件、被害に遭った場合の対応など、契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら

消費者ホットライン「188（いやや！）」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



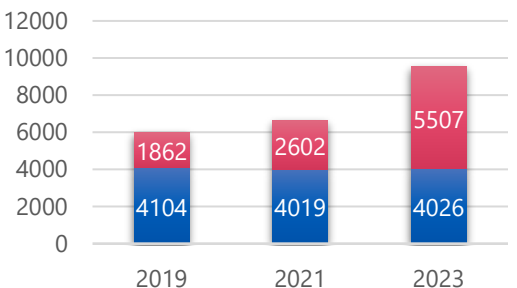
参考 法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら

- ◆ 医薬品医療機器等法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>
- ◆ 医薬品副作用被害救済制度 http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
- ◆ 医療法における病院等の広告規制について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/
- ◆ 事故情報データベース（消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます） http://www.jikojocho.go.jp/ai_national/



1. 美容医療を取り巻く状況

医療の相談件数の推移



■ その他医療サービス(件数) ■ 美容医療(件数)

出典：PIO-NET（※）へ2024年3月31日までに登録された相談データ



患者

「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」
「医師ではない人に治療方針を決定された…」
「オンラインで無診察処方された…」
「強引に高額な契約を結ばされた…」
「SNS広告を見て受診しトラブルに…」



医療機関



医師

「関係法令＆ルールを知らない…」
「提供した医療の内容や契約内容について患者とトラブルになる…」
「研修・教育体制が不十分…」
「問題が起こっても対処できない…」



保健所等

「安全管理の状況・体制等を把握しにくい…」
「通報を受けたが立入検査に入っ
てよいケースかどうか分からない…」
「カルテを見ても診療の実態がわからず、指導ができない…」

2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるに当たっての課題と対応策

課題

- ・美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- ・患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療機関における相談窓口を知らない
- ・関係法令＆ルール（オンライン診療に係るものを含む。）が浸透していない
- ・合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- ・安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが全般的・統一的に示されていない
- ・アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- ・保健所等の指導根拠となる診療録等の記載が不十分な場合がある
- ・悪質な医療広告が放置されている

対応策

- **美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入**
⇒安全管理措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等について都道府県等に対する報告を求め、そのうち国民に必要な情報を公表
- **関係法令＆ルールに関する通知の発出**
⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- **医療機関による診療録等への記載の徹底**
- **オンライン診療指針が遵守されるための法的整理**
- **関係学会によるガイドライン策定**
⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/記録の記載方法/有害事象発生時の対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラインを策定
- **医療広告規制の取締り強化**
- **行政等による周知・広報を通じた国民の理解の促進等**